

**広島市放課後児童クラブ昼食提供業務
公募型プロポーザル説明書**

1 業務内容等

(1) 業務名

広島市放課後児童クラブ昼食提供業務

(2) 業務概要

広島市が設置する放課後児童クラブに通所する児童に昼食を提供し、もって児童の健全育成及び子育て支援の増進に寄与する。

(3) 業務内容

別紙「広島市放課後児童クラブ昼食提供業務基本仕様書」のとおり

(4) 委託期間

令和6年6月中旬の契約日から令和7年3月31日まで

(5) 事業費

本業務に係る費用は16,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

(6) 契約担当課

〒733-0832 広島市中区国泰寺町一丁目4番15号（北庁舎別館1階）

こども未来局放課後対策課

Tel : 082-242-2014 Fax : 082-242-2018

Eメール : houkago@city.hiroshima.lg.jp

2 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当していない者であること。
- (2) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (3) 公示の日から受託候補者の特定までの間のいずれにおいても、法令に基づく営業停止処分を受けていない者であること。
- (4) 広島市競争入札参加資格に登録されている者にあっては、公示の日から受託候補者の特定までの間のいずれにおいても、広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続又は民事再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (7) 暴力団、暴力団員若しくは広島県暴力団排除条例第19条第3項の規定による公表が現に行われている者又は暴力団、暴力団員と密接な関係を有する者が経営、運営に關係している団体でないこと。

(8) 広島市内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

3 プロポーザル説明書等の交付方法

公募型プロポーザル説明書等は、広島市のホームページからダウンロードすることができる。

(ホームページ(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>)のトップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報」→「プロポーザル・コンペの案件情報」→「令和6年度」)

ただし、これにより難い場合（ダウンロードできない場合を含む。）は、次により交付する。

(1) 交付期間

公示日から令和6年6月6日（木）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成3年9月26日条例第49号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 交付場所

前記1(6)の契約担当課

4 質問の受付と回答

(1) 質問の受付

ア 受付期間

公示日から令和6年5月29日（水）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

イ 受付場所

前記1(6)の契約担当課

ウ 受付方法

質問書（様式第1号）に記入の上、電子メールで提出すること。提出に当たっては、質問書が受付場所に到達していることを電話により速やかに確認すること。

(2) 質問に対する回答

前記(1)の質問に対する回答は、質問者に直接回答し、前記1(6)の契約担当課において、令和6年6月6日（木）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで供覧するとともに、広島市ホームページに掲載する。

5 応募資格確認書の提出

(1) 提出書類

ア 公募型プロポーザル応募資格確認申請書（様式第2号） 1部

イ 前記2の応募資格に該当していることが確認できる書類 各1部

（ア）広島市税の納税証明書（写し可）

「令和〇〇年〇〇月〇〇日（直近の証明可能な日）以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある広島市の納税証明書（証明年月日が応募資格確認

申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。)

(イ) 消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）

「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書（「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか）（電子納税証明書は不可。証明年月日が応募資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

(ウ) 履歴事項全部証明書（登記事項証明書） 1部

(2) 提出期間

公示日から令和6年5月29日（水）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(3) 提出先

前記1(6)の契約担当課

(4) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

(5) 応募資格の確認及び審査結果の通知

応募資格の有無については、上記(1)により提出された公募型プロポーザル応募資格確認申請書等により確認し、確認結果を応募者に書面にて通知する。

6 企画提案応募申込書及び企画提案書の提出

(1) 提出書類

| 提出書類 | 提出部数 |
|--|----------------|
| ア 企画提案応募申込書（様式第3号） | 1部 |
| イ 飲食店営業許可証の写し | 1部 |
| ウ 食品衛生責任者票の写し | 1部 |
| エ 本事業に配置する者の調理師免許証及び 管理栄養士免許証等の写し | 1部 |
| オ 企画提案書（様式第4号） | 10部（製本1部+副本9部） |
| カ 1週間分（6日分）の献立表（主食及び副 菜の写真、容器のイメージがわかるもの） | 10部（製本1部+副本9部） |
| キ その他企画提案を説明するために必要な 書類（任意） | 10部（製本1部+副本9部） |
| ク 応募者の概要及び事業内容等を説明する ために必要な資料（任意） | 10部（製本1部+副本9部） |

(2) 提出期間

応募資格確認結果の通知日から令和6年6月6日（木）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(3) 提出先

前記1(6)の契約担当課

(4) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

(5) 留意事項

ア 提案は、1者につき1件とする。

イ 応募者の住所、法人名、代表者名は正本のみに記載し、副本には記載しないこと。法人名や法人名が推測される情報が記載されている場合は、事務局で該当部分を抹消する。

ウ 企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。ただし、部分的な差し替えは認めない。

エ 提出した企画提案書を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第5号）を提出すること。また、企画提案書の提出から契約締結までの間に応募資格を満たさなくなった場合にも「取下願」を提出すること。

オ 提出書類は返却しない。

カ 提出された応募書類は、企画提案の選定以外の目的で使用しない。ただし、広島市情報公開条例第7条に基づき開示請求があったときは、法人等の競走上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて開示請求者に開示する。

(6) 提案の無効

ア 本応募説明書に示した応募資格のない者が提出した企画提案

イ プロポーザル参加者が、令和6年6月6日（木）午後5時15分以後、受託候補者の特定までの間に前記2(3)の広島市競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止措置を受け、又は、その他応募資格を満たさなくなった場合

ウ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

エ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

オ 本応募説明書に定める提出書類に虚偽の記載をした場合

カ 本プロポーザルに関する条件に反した場合

キ 企画提案書の記載項目について、1箇所でも記載がない提案

ク 企画提案書の記載項目について、記載すべき内容と全く別の内容が1箇所でも記載されていると判断された提案

7 審査方法

(1) 審査

企画提案書等及び企画提案書に係るプレゼンテーションを踏まえ、あらかじめ定めた提案の評価基準に従い、放課後児童クラブ昼食提供業務審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において審査する。

(2) 受託候補者特定基準

別紙「受託候補者特定基準」のとおり。

(3) プレゼンテーション

ア 実施方法

提出された企画提案書について、応募者によるプレゼンテーション（15分程度、質疑応答を含む。）を行う。

プレゼンテーションは、提出された企画提案書により行うこととし、追加の配布資料は認めない。ただし、企画提案書の内容を分かりやすく説明するため、昼食の実物を提示することや、受注システムの動作の様子を提示することは認める。

イ 日時等

日時等の詳細は、応募者に別途通知する。

(4) 受託候補者の特定

ア 審査委員会での審査の結果、最高得点の企画提案書を提出した者を受託候補者とする。

ただし、審査委員会において、本業務を実施する目的、内容に鑑み、得点の総計が最も高い提案内容が、広島市の求める最低限の基準（60点）に達していないと判断された場合においては、この限りではない。

イ 最高得点者が2者以上あった場合は、審査委員会で協議の上、受託候補者を特定する。

(5) 審査結果の通知

審査結果は、応募者全員に対して審査終了後、速やかに書面にて通知する。

なお、契約候補者となった者には、見積書の提出について案内する。

(6) 審査結果の公表

契約の締結後、最高得点者の名称、各応募者の審査結果（順位、点数を含む。）を広島市ホームページにおいて公表する。

(7) 審査結果の説明

審査結果に対する質問等は、書面により受け付ける。

ただし、その受付は結果通知から閉庁日を除き7日以内に限る。なお、本市は、質問等に対して、その書面を受け付けてから閉庁日を除き10日以内に書面により回答する。

8 契約の優先交渉権者の決定

受託候補者に特定された者は、本業務の契約の見積書を徴する優先交渉権者とする。ただし、指名停止等やむを得ない事情により受託候補者と契約を締結できないときは、次点の評価を得たものを優先交渉権者とする。

9 契約の締結

(1) 受託候補者として特定された者から見積書を徴取の上、随意契約を行う。

(2) 契約を締結する場合において、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、保険会社との間に広島市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき、若しくは契約を締結しようとする日から過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行してい

るときは、契約保証金の納付を免除する。

- (3) 企画提案の選定後、提案者と協議の上、企画提案の内容に変更を加える場合、委託料の額を調整することがある。
- (4) 受託候補者と協議が整わなかったときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、見積書を徴取の上、随意契約を行う。
- (5) 受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、見積書を徴取の上、随意契約を行う。また、決定を取り消された者は、契約予定金額に対する入札保証金相当の損害賠償金（契約予定金額の100分の5）を支払うものとする。

10 その他

- (1) 本プロポーザル手続において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書の作成、その他本プロポーザルの参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (3) 別紙基本仕様書は、本業務の最低要求水準を示したものであり、企画提案書の内容については、すべての契約書に内容を記載（添付）し、履行検査に当たっては、同内容を満たしていることを確認する。

11 スケジュール

| | |
|--------------|-----------------|
| 令和6年5月21日（火） | 応募受付開始 |
| 令和6年5月29日（水） | 応募資格確認及び質問書提出締切 |
| 令和6年6月6日（木） | 応募締切（企画提案書提出締切） |
| 令和6年6月中旬 | 審査委員会（受託候補者の特定） |

12 資料及び様式

このプロポーザルに関する資料等は、次表のとおり広島市ホームページに掲載する。

| プロポーザル応募関係資料等 | 掲載場所 |
|----------------------------------|--|
| 01 公募型プロポーザル手続開始の公示 | 広島市ホームページ (https://www.city.hiroshima.lg.jp/) |
| 02 公募型プロポーザル説明書 | のトップページの「事業者向け情報」 |
| 03 (様式第1号)質問書 | →「入札・契約情報」→「入札発注情報 トップページ」→「プロポーザル・コンペの案件情報」→「令和6年度」へ画面を展開し、入札案件の添付資料からダウンロードすること。 |
| 04 (様式第2号)公募型プロポーザル応募資格確認申請書 | |
| 05 (様式第3号)企画提案応募申込書 | |
| 06 (様式第4号)企画提案書 | |
| 07 (様式第5号)取下願 | |
| 08 (応募説明書別紙)受託候補者特定基準 | |
| 09 基本仕様書 | |
| 10 委託契約書(案)、広島市委託契約約款、個人情報取扱特記事項 | |